

「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターに寄せられた消費者トラブルに関する相談（電話相談・来所相談）は、令和6年4月から令和7年1月末時点で、約14,000件となっています。（令和5年度実績：約15,000件）

消費者トラブルを未然に防ぐため、横浜市消費生活総合センターでは、広く地域の方に向けての注意喚起の方法として、実際に寄せられた相談事例をわかりやすくお伝えするちらし「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」を、平成28年4月から発行しています。

本ちらしにつきましては令和7年度から隔月の発行となりますが、可能な範囲で自治会・町内会掲示板への掲示に御協力をお願いいたします。

複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防ぐため、今後も様々な機会・媒体を使った啓発活動を実施しますので、引き続き御理解・御協力のほどよろしくをお願いいたします。

2 掲示するちらし

「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」 A4判1ページ（隔月発行）

3 発行スケジュール

令和7年3月下旬	（4・5月号）	令和8年1月下旬	（2・3月号）
5月下旬	（6・7月号）	3月下旬	（4・5月号）
7月下旬	（8・9月号）		
9月下旬	（10・11月号）		
11月下旬	（12・1月号）		

4 その他の啓発

- (1) 横浜市消費生活総合センターホームページ、メルマガ、X（旧 Twitter）
- (2) LINE、Instagram、YouTube、インターネットでのWEB広告【回数・媒体の増】
- (3) 市庁舎・区庁舎、公共交通機関での啓発動画放送【実施場所の増】
- (4) ごみ収集車での注意喚起アナウンス
- (5) 地域向け出前講座【実施回数の拡充、講師に民間通信事業者を追加 等】
- (6) 外国語版（英語、中国語、韓国語）及びやさしい日本語版のリーフレット【新規】

など

消費生活情報メールマガジン
「**よこはまのタスケメール**」

最新の相談事例やイベントの
お知らせなど、消費生活情報を
毎週お届けいたします！




はまのタスケ

消費者関連情報発信中！
@yokohamasyouhi

 フォローする 

（お問合せ・連絡先）
横浜市経済局消費経済課
小山・中川・長岡
電話 045-671-2584
Email : ke-syohiseikatsu@city.yokohama.lg.jp